

国立大学法人東京学芸大学宿舎規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成24年12月28日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成24年規則第18号

国立大学法人東京学芸大学宿舎規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学宿舎規則の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学宿舎規則の一部改正について

改正理由:模様替等の承認について規定することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>第11条 [省略]</p> <p>2 被貸与者は、その貸与を受けた宿舎の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは居住の用以外の用に供し、又は当該宿舎につき学長の承認を受けないで改造、模様替その他の工事(以下、「<u>模様替等</u>」という。)を行ってはならない。</p> <p>[省略]</p> <p><u>(模様替等の承認)</u></p> <p><u>第15条 被貸与者は、第11条第2項に規定する模様替等の承認を受けるに当たっては、宿舎模様替等申請書(別紙様式1)により学長に申請するものとする。</u></p> <p><u>2 学長は、前項の申請があったときは、模様替等が当該宿舎の維持及び管理に支障を及ぼさない場合に限り、当該宿舎を明け渡す際原状に回復すること並びに模様替等にかかる本学に対する請求権を放棄することを条件として承認することができる。</u></p> <p><u>第16条 [省略]</u></p> <p><u>第17条 [省略]</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成24年12月28日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>第11条 [省略]</p> <p>2 被貸与者は、その貸与を受けた宿舎の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは居住の用以外の用に供し、又は当該宿舎につき学長の承認を受けないで改造、模様替その他の工事を行ってはならない。</p> <p>[省略]</p> <p>第15条 [省略]</p> <p>第16条 [省略]</p>

別紙様式1

年 月 日

宿舎模様替等申請書

国立大学法人東京学芸大学長 殿

(申請者)

宿舎名及び戸番

所属部署名

職 名

氏 名 ⑩

現在貸与されている宿舎に、別添図面のとおり模様替等を、下記により実施したいので申請します。

模様替等に当たって、建築基準法等の法令に基づく措置が必要になった場合は、申請者が行います。

なお、模様替等にかかる請求権が発生した場合には、この一切を放棄し、宿舎明渡日までに原状に回復します。

1. 模様替等の詳細(添付書類: 図面)

(1) 模様替等を実施する期間

(2) 模様替等に要する費用

(3) その他必要な事項

2. 模様替等をしようとする理由

宿舎模様替等承認書

上記の申請について、以下の条件により、模様替等を承認する。

模様替等の許可条件

- ・宿舎明渡しのとしまでに原状に回復すること。
- ・模様替等にかかる本学に対する請求権の一切を放棄すること。

年 月 日

国立大学法人東京学芸大学長